



**富山県告示第148号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称  
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
富山高岡広域都市計画下水道事業  
高岡公共下水道（小矢部川処理区）
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし
- 4 事業施行期間  
昭和58年7月28日から  
令和13年3月31日まで

**富山県告示第149号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称  
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画下水道事業  
福岡公共下水道（小矢部川処理区）
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし
- 4 事業施行期間  
昭和58年9月29日から  
令和13年3月31日まで

### 富山県告示第150号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称  
高岡市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
富山高岡広域都市計画下水道事業  
高岡公共下水道（高岡処理区・伏木処理区）
  - 3 事業地
    - (1) 収用の部分
-

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和24年9月2日から

令和13年3月31日まで

### 富山県告示第151号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山南都市計画下水道事業

富山公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和55年3月6日から

令和10年3月31日まで

---

**富山県告示第152号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画下水道事業

高岡公共下水道（神通川左岸処理区）

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成 6 年 3 月 30 日から

令和13年 3 月 31 日まで

**富山県告示第153号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗



高岡市赤祖父 211番地 富山県高岡土木センター

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成4年6月12日

至 令和13年3月31日

**都市計画事業の施行**

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和56年建設省告示第1836号

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業

小矢部川流域下水道

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県土木部都市計画課

高岡市赤祖父 211番地

富山県高岡土木センター

小矢部市今石動町 2 丁目13番 1 号

富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

南砺市寺家 330番地

富山県砺波土木センター

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## 5 事業施行期間

自 昭和56年11月18日

至 令和13年3月31日

**随意契約の相手方の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

富山県警察通信指令システム 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課

富山市新総曲輪1番7号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年2月12日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社富山営業所

富山市桜橋通り3番1号

## 5 随意契約に係る契約金額

39,015,240円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達した場合、既調達物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

